

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	八代海、内水面

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

県南広域本部水産課・向井 宏比古

【背景・目的・目標（指標）】

食の安心安全への関心の高まりとともに、抗菌剤が効かない薬剤耐性菌への対策が国際的な課題となっている。そこで、管内の養殖業者に対して、水産用医薬品を関係法令に従い適正に使用されているか養殖現場において確認及び指導を実施し、養殖水産動物に対するさらなる安全・安心を確保することを目的とした。

【普及の内容・特徴】

（１）巡回指導の実施日及び場所（表１）

表１ 巡回指導の実施状況

業者	実施日	場所	対象魚種
①	令和８年（２０２６年）１月９日	八代市	ニジマス
②	令和８年（２０２６年）３月２３日	人吉市	ニジマス
③	令和８年（２０２６年）３月２５日	球磨郡相良村	アユ
④	令和８年（２０２６年）３月２６日	球磨郡五木村	ヤマメ、ウナギ、ニジマス

（２）指導の方法

４地区４業者に対して、養殖水産動物の種類、飼育尾数、種苗導入状況、これまでに発生した疾病や使用した水産用医薬品等について聞き取りを実施し、併せて医薬品の保管状況等を確認した。

【成果・活用】

巡回指導により、水産用医薬品を常備している１業者については、所持していたパンフレットが旧版であったため、最新版を配付した。また、医薬品の常備はないが使用実績のある１業者については、適正使用についての指導を行った。

一方、医薬品の常備や使用実績がない業者については、パンフレット等の関係資料を配布した上で、魚病発生時の相談先や水産用医薬品の管理方法、水産用医薬品管理簿の記載方法、薬剤耐性菌のリスク管理について説明した。

併せて、水産用抗菌剤の購入には県が交付する「使用指導書」が必要となる旨を説明した。後日、水産用抗菌剤の購入に係る申請があったため、申請に係る指導を行い、同指導書を交付した。

【達成度自己評価】

４ 目標（指標）はほぼ達成できた（７６～１００％）



図 1 業者①の養殖場の確認



図 2 指導状況



図 3 業者②の養殖場の確認



図 4 水産用医薬品保管予定場所



図 5 業者③の養殖場の確認



図 6 水産用医薬品保管状況



図 7 業者④の養殖場の確認



図 8 水産用医薬品保管予定場所